

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成26年6月12日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 野中 純一

1. 公募内容

(1) 事業名

「労働保険未手続事業場リスト作成に係る各種データ照合作業業務委託」

(2) 事業内容

別途「仕様書」のとおり。

(3) 納期

平成26年9月5日（金）まで

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格において関東甲信越地域で「役務の提供等」で営業品目「情報処理」を持ち、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (5) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等、若しくは障害者を多数雇用している企業であること

3. 特殊な技術及び設備等の条件

プログラムの技術、プログラムによる一括照合の技術があること。

仕様書に記載の業務について、すべて履行できる能力を有すること。

4. 公告期間

平成26年6月12日（木）から平成26年6月26日（木）

5. 公募説明書及び仕様書配付期間

平成26年6月12日（木）ら平成26年6月27日（金）

但し、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

6. 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成26年6月30日(月)正午まで
- (2) 意思表示先 群馬労働局 総務部 総務課 会計第一係 (担当 山崎)
- (3) 意思表示方法 持参又は郵送(期限まで必着のこと)
- (4) 意思表示様式 応募先へ「労働保険の未手続事業場リストを作成する業務委託に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。
電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。

7. 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、群馬労働局の承認を受けるものとする。

8. その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しないこと。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
 - ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とすること。
- (4) 公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札等を行うものとする。

【本件照合作業委託内容 担当連絡先】

住 所：〒371-8567 群馬県前橋市大渡町1-10-7

担 当：要求部局 群馬労働局 総務部 労働保険徴収室 担当 岩佐

電 話：027-210-5001

FAX：027-210-5101

以上公示する。

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 野中 純一 殿

所在地
名称
代表者名 印

「労働保険の未手続事業場リストを作成する業務委託」の公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴局が公募する労働保険の未手続事業場リストを作成する業務委託事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。
- 3 当団体は、厚生労働省、都道府県労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません
- 4 当団体は、障害者総合支援法に基づく事業所・施設等、若しくは障害者を多数雇用している企業であります
- 5 その他（意思表示に際して添付書類）
 - ①一般競争参加資格審査結果通知書（写）
 - ②誓約書（代表、すべての役員が確認できる書類を添付すること）
 - ③障害者総合支援法に基づく事業所・施設等、若しくは障害者を多数雇用している企業であることがわかる書類

(担当者)
氏名
TEL
FAX